

<参考>

●年●月●日

財務省関東財務局長 殿

株式会社●●
代表取締役 ●● ●●

疎 明 資 料

株式会社●●（以下「当社」といいます。）は、株式会社◇◇を対象者とし、●年●月●日から●年●月●日までを買付期間とする対象者の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関連して、●年●月●日に提出する予定の公開買付け届出書の第1の12（2）「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の本公開買付けの撤回等の条件において、「対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合」を、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に該当するとして記載することについて、次のとおり説明いたします。

上記の「対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合」における「対象者の重要な子会社」への該当性につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第26条第3項第4号において、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号へに掲げる事実にかかる軽微基準の内容として「災害に起因する損害の額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の一に相当する額未満であると見込まれるもの」と規定されていることに照らし、対象者の子会社のうち、当該子会社の単体総資産額が、対象者の直近事業年度である●年●月末日時点の単体及び連結の総資産額に占める割合がいずれも1%以上であるものが、「対象者の重要な子会社」に該当するという基準を用いて判断しております。以下の子会社は上記基準を満たしておりますので、「対象者の重要な子会社」に該当するものと考えております。

	会 社 名	事業年度	総資産額（●円）		対象者の総資産額に占める割合（%）	
			連結	単体	連結	単体
-	対 象 者	●年●月期	●	●	-	-
1	株●●	●年●月期	-	●	●.●●	●.●●
2	株▲▲	●年●月期	-	●	●.●●	●.●●
3	株■■	●年●月期	-	●	●.●●	●.●●
4	★★★	●年●月期	-	●	●.●●	●.●●

（注1）対象者及び株▲▲の総資産額は、対象者の有価証券報告書（●年●月期）に記載された金額を記載しております。また、株●●及び株■■の総資産額は、以下の添付書類に記載された金額を記載しております。

（注2）「総資産額（●円）」は、●円未満を切り捨てて記載しております。

（注3）「対象者の総資産額に占める割合（%）」の計算においては、小数点以下第三位を切り捨てて記載しております。

（注4）★★★の総資産額は、以下の添付書類に記載された Total Assets の金額である●●を日本円に換算した金額を記載しております。なお、円・●間の為替レートは、●●銀行により公表された

●年●月●日の●●レートである●●=●円を使用して換算しております。

添付書類

- ・(株●●)の会社法の規定に基づく計算書類（監査証明含む）
- ・(株■)の会社法の規定に基づく計算書類（監査法人の監査証明は受けていません）
- ・★★★の●●●●●